

●特集● 「財政危機」と税制のあり方

日本財政の特異性について



日本の財政は、憲法・財政法の健全財政主義の定めを政治的に歪曲化しつつ、財政赤字を肥大化し続けてきた。同時に、その財政構造と運営を補完し助長する装置として、各種の特別会計と日本銀行の超低金利・超資金緩和政策を組み込んできた。この特異な日本財政が内包する矛盾は、自らがつけ出した深刻な財政危機とともに増大し、行き詰まりを見せている。

岩波一寛

はじめに

現在、日本的一般政府（中央・地方両政府）の財政は、先進資本主義諸国の中でも突出した巨額の政府債務を抱え、「借金大国」となっている。日本は昨年（2010年）6月に開催されたG20財務相・中央銀行総裁会議で合意された、各国共通の財政再建目標の適用例外国とされた。国の財政状況に限定しても、そのような状態である。

このGDP比で1.8倍を超える政府債務は、長年にわたる国債を中心とした巨額な政府債務の累増が、先進諸国の中では独自の国債整理基金特別会計の超長期の償還先送りによって、減額されることが少なかった結果である。

財政は政治の経済的基盤である。公債の大量発行も、その累積も、政治による財政制度と運営の産物である。したがって、日本の「借金大国の財政」は、長期にわたって政権の座についてきた自由民主党の「負の政治的遺産」そのものである。それによる深刻な財政危機の第一義的責任もまた、自民党に帰着する。

日本国憲法の下で制定された財政の制度と運営を

定める財政法は、国債不発行の原則を規定した第4条と、日銀引受けによる国債発行を禁じた第5条によって、健全財政主義を明定している。しかし、現実の財政は、日銀の金融政策を財政運営に連動させながら、貫して大規模な公信用依存の財政膨張を続け、健全財政主義から離反し続けてきた。これは戦後日本の特異な財政体質といわねばならない。

1 公信用依存の財政膨張の始動期

日本経済は、朝鮮戦争特需を契機にして戦後復興期を脱し、高度成長期に移行したとされる。そして、日銀のオーバー・ローン¹⁾による積極的な金融政策に支えられて、財政は重化学工業中心の資本蓄積を進展させた。その結果、インフレをともなう年率平均10%を超える高度経済成長が実現された。

国家財政は、一般会計がこの日銀の金融政策の下で進行したインフレ的経済成長による「税の自然増収」に支えられて、国債発行に依存することなく、財政膨張を続けた。

しかし、この一般会計と結合して「第2の予算」として展開された財政投融資計画は、文字どおりの公信用依存で運用された。そして、それが財政全体の規模を著しく拡大させたのである。

その財政投融資計画は、資金運用部資金特別会計に集中的に預託された郵貯資金、年金資金等の資金と、産業投融資特別会計の資金に加えて、政

● 岩波一寛（いわなみ・かずひろ）●

1925年生まれ。中央大学経済学部卒業、中央大学名誉教授。専門：財政学。編著：『どうする自治体財政—再生へのオルタナティブ』（大月書店、2001）ほか。

キーワード：健全財政主義（sound fiscal policy）、財政赤字（budget deficit）、低金利政策（easy money policy）、特別会計（special account）、特例公債（deficit-financing bond under special legislation）

府債務保証の付いた「準公債」としての財投債（財政融資資金特別会計が資金調達のために発行する国債）の発行による資金、さらには借入金等まで加えた膨大な原資（財政投融資に向けられる資金源）を、国の特別会計、政府関係機関、特殊法人や地方財政に計画的に融資したものである。国の行財政活動を強力に補完する文字どおりの「第2の予算」であった。

その規模は、国の一般会計歳出額の3割から4割にも相当した。先進諸国の中では群を抜いた大規模なものであった。この期の財政は、やはり公信用に依存した膨張財政だったといわねばならない。

さらに、この期の国の一般会計は、確かに国債の発行には依存しなかったが、積極的大蔵省証券発行による歳出を先行させ、インフレを刺激し、それによる税の自然増収によって財政収支を事後的に辻褄合わせをした。したがって、一般会計それ自体も、実質的には「隠れた国債発行」に依っていたのである。

地方財政に至っては、インフレ的税の自然増収が続いたこの高度成長期においてさえ、常に大量の公債（地方債）発行の財政運営と財政膨張を続けた。国の定めた地方行財政制度とその運営のもとで、自主財源はもとより、国庫補助金や地方交付税等の依存財源さえも不足を強いられた。地方財政は、その財源不足を、最後の手段として、常に地方債発行に依存せねばならなかつたからである。

その地方債発行は、国の厳しい許可制度と財源の6割が財政投融資資金で手当てされたことによって、完全に国の統制下・誘導下におかれた。

「国債なき財政期」とされる高度成長期の日本の財政も、こうして国・地方財政全体が、実質的に決定的な借金依存の膨張体質で運営されてきたわけである。

2 本格的な国債発行への移行とその財政運営の特異性—「本来の財政赤字」なき財政運営

「国債発行無き国の一般会計」をともかく維持しながら財政総体は巨額の公信用に依存し続けてきた高度成長期の日本の財政は、60年代後半の

不況を契機に、国の一般会計を含めて名実ともに公債に依存する財政に移行した。

財界・学会を問わずそれを支持し、財政法を改めて、合法的に国債発行に踏み切るべしという意見は決して少なくはなかった。しかし、憲法第9条と関わり、平和主義を財政面から担保するという意味を持った財政法第4条、5条の健全主義規定を改変することへの国民の批判と抵抗は、やはり強かつた。

強制的に保持させられた戦時国債が、戦後のインフレで単なる紙切れとなってしまった痛みを忘れ得ない国民も多く、それを支えた。

そうした状況の下で政府は、財政法を改めできずに、第4条の恣意的な拡張解釈によって、「建設国債」の合法化・合理化を行い、国債発行に踏み切るという政治的選択を選んだ。

その第4条の政治的拡張解釈は、健全財政・均衡財政を基本原則とし、「ただし書き」で例外的に、しかも厳しい制限付きで認めた国債発行を、原則による国債発行に変えてしまうというものであった。

その合理化・合法化した国債を、「第4条債」そして「建設国債」と呼び、法定された公共事業等の財源調達の目的国債とした。加えて、その「建設国債」による調達財源を、合法的な経常的歳入扱いにまでしたのである。

こうなると、経常的歳入に事實上「建設国債」収入が算入され、本来の財政赤字は現れてこなくなってしまう。もちろん公債発行は、本来の財政赤字を埋める主要な財源調達手段であり、財政法第4条を恣意的に解釈しても、「建設」「特例」両国債は共に本来の赤字国債以外の何物でもない。

この財政法の解釈変更以降、毎年度の予算編成において第4条債の起債額の決定は、公共事業費総額から揮発油税等の目的税収入と特定受益者負担金収入を除いた残額とする手法が採用されることになった。特例法による国債発行とはまったく異質な扱いとなってしまったのである。

地方財政法第5条の解釈もまた同様であり、むしろ法規定も解釈もいつそうルーズである。そのもとで、国の地方財政の管理や財政再建法適用上重要な財政指標とされてきた「経常収支比率」は、

その経常収入に特例地方債収入を加えて算出されるようになった。したがって、国の起債許可裁量によって財政診断が左右されるという事態さえ発生させてしまった。

他方、地方交付税額決定における基準財政需要額の算定では、「該当する第5条地方債収入額」が控除されることになった。第5条債がそれらの事業の目的財源であるという取扱いからである。このように、その拡張解釈による影響は、国・地方の財政運営を歪ませる決定的な契機になった。

もっとも本来の財政赤字を埋没させた財政運営の定着のもとでも、財政赤字を公債発行によって代位する取扱いが一般化されてきた。確かに両者は不可分の関係にある。しかし同時に両者は、独自な性格を持ち、財政問題の領域も異なっているのである。

財政赤字は、経済歳入・歳出の財政全構造に関わる問題で、主として経費膨張と税収の変動と停滞が問題となる。それに対して公債は、その消化、元利償還負担、債務管理などが固有の問題となる。

もちろん財政赤字額と公債発行額とは量的にも異なる。特に最近のように特別会計の「埋蔵金」で財政赤字を埋めたり、かつてのNTT株の売却代金を国庫に納入する場合の取扱いなども、財政赤字額はそのままで、国債発行額を減らすものであった。本来の財政赤字を埋没させた日本財政は、財政運営を歪めただけではなく、公債発行の増大を誘発することになったといわねばならない。

3 「建設国債」の大量発行と「特例国債」の誘発

戦後の日本財政は、財政投融資計画によって、国の特別会計、公社・公団・事業団、さらに地方財政に巨額な資金を配分し、大規模な公共事業を実施してきた。国的一般会計の歳出に限定しても、国土保全費および開発費は、70年代初頭まで社会保障関係費を上回ってきた。

福祉国家に移行したとされる現代資本主義国家の中では珍しい後進福祉国家、そして土建国家の財政であった。

高度成長期が終わり、金融政策主導から財政政

策主導に軸足を移したことに対応するものであり、また、「新全総」²⁾、「列島改造計画」³⁾などの政治路線に導かれたものでもあった。

さらに80年代には、貿易摩擦解消を盾にとったアメリカの内需拡大要求によって、最終的には総額430兆円の公共事業10年計画が強制された。それは国・地方自治体・公社・事業団などの財政総体で取り組まれた。

当然、財政はそれによって膨張を続け、そのための全財源の約6割は、公債発行によって調達された。特に国的一般会計は、その特別会計・地方財政・特殊法人総体への資金配分の核となり、財源を「建設国債」の発行で調達したのである。

その際「建設国債」は、常に起債限度額いっぱい（すき間率ほとんどゼロ）の発行を続けた。こうした財政運営が定着すると、景気の停滞や経済成長の鈍化により、税収が落ち込んだり、公共事業以外の対策の歳出増加によって財源不足が発生すると、「特例国債」の発行に依存せざるをえなくなる。

こうして、「建設国債」の大量発行に誘発された「特例国債」は、次第に発行量を増してきた。

そして、1996年度には、単年度発行で「建設国債」を上回った。特に小泉構造改革により公共事業が抑制されたこともあって、2005年度には、発行残高でも「建設国債」を超えた。

留意すべきは、「建設国債」を公共事業のための目的国債として運用してきたことから、その国債元利償還費は公共事業費の後払いであることである。そして、その利払い費は、公共事業費の追加支払いということである。また国債発行による公共事業の実施が、税金依存を当面回避できるために、安いな公共事業の拡大化を引き起こしてきたことである。

4 財政破綻を深化させながら維持されてきた日本財政の特質

冒頭で日本は、G20諸国が合意した共通の財政再建方法よりはるかに緩やかな独自の方式を採ることを、例外的に容認されたことを述べた。この種の国際会議が、単に日本の財政事情が極度に悪いというだけで、特例を認めるはずはない。伝

えられるところによれば、日本財政の現状が、国際的には群を抜いて悪いにもかかわらず、直ちに維持不可能の事態に陥ることはなかろうとの判断によるといわれる。

一般に財政危機の指標とされる財政赤字や政務債務の規模から見て、普通では財政運営が決定的に行き詰まつても当然のような状況にもかかわらず、何故日本の財政は、維持されえているのか。以下その辺の事情を点検するとともに、その維持が行き詰まりを見せていることを指摘したい。

(1) 国の一般会計の赤字を相殺してきた特別会計の黒字

世界各国の財政赤字の比較は、通常 OECD の共通基準で整理された一般政府としての中央政府の財政赤字によっている。この中央政府の財政は、国の一般会計だけでなく、公営企業に属するものを除くたくさんの特別会計、事業団、独立行政法人、その他を含んでいる。先進資本主義諸国の中で日本は、それらの数も財政規模も特段に大きい。

表1のように、とりわけ特別会計に属する国債整理基金特会や外為特会には、巨額の剰余金・歳入超過金が形成され、それらが一般会計の財政赤字を計算上相殺していると思われるのである。この計算過程はいっさい公表されないので不明だが、以下の点でそう考えられるのである。

表2は、国債発行額対GDP比率と中央政府財政赤字比率の最近の各国別比較である。他の先進諸国では、両比率がほぼ同率であるのに対し、日本だけはかなりの差がある。しかも中央政府赤字率のほうが小さくなっているのである。

その原因の一つは、特別会計の収支黒字が、一般会計の収支赤字を相殺していると考えられることである。そしてその相殺額は、かなり大きな金額であることもわかる。

最近の民主党内閣による特別会計の事業仕分けを見てもわかるように、特別会計の剰余金はその性格から見て、本来の経常的財政剰余とはいえないものが多い。例えば、特別会計剰余が最大の国債整理基金特会で見ると、単年度の国債償還費としての一般会計からの経常繰入れを特会内で留保

表1 特別会計の歳入超過額と剰余金(単位：兆円)

		2008年度	2009年度
歳入 (予 超 過 金)	特別会計総計	25.9	16.0
	国債整理基金特会	19.9	12.0
	外国為替特会	2.5	1.8
特別会計総計	28.5	29.8	
剰余 (決 算 金)	国債整理基金特会	16.5	20.7
	外国為替特会	3.4	2.9

資料：参議院予算委員会調査室・財政関係資料集より

表2 国債発行規模と中央政府財政赤字規模比較

国別	項目	国債発行額 の対GDP比率 (%)	中央政府財政 赤字対GDP比率 (%)
日本	2006	5.4	3.4
	2007	4.9	2.6
	2008	6.7	4.9
アメリカ	2006	1.9	1.9
	2007	1.2	2.2
	2008	3.2	5.5
イギリス	2006	2.4	2.9
	2007	2.7	2.6
	2008	6.4	2.6
ドイツ	2006	1.2	1.5
	2007	0.6	0.8
	2008	0.5	-
フランス	2006	2.4	2.0
	2007	2.0	2.2
	2008	2.9	-

資料：OECD *Economic Outlook* 86

し、10年ごとに実質償還している。したがってその間は、単年度主義で整理される特会では、剰余金が発生する。しかしこれは本来、一般会計赤字を相殺できる筋合いのものではない。

外為特会の剰余金も、円高対策として外為証券の日銀引受け発行などによって得た円資金でドルを買い、入手したドルをアメリカ国債に変えて保

持し続けてきたために、同特会の保有外債と外為証券の金利差を源泉とするものである。これは相殺可能かもしれないが、最近のアメリカの貿易収支赤字を放任してきた政策の転換や、世界各国の外為価格操作抑制の動向を見ると、この特会剰余金は、限界に来ているといわねばならない。

(2) 国債整理基金特会の公債管理による財政赤字の縮小化

戦時中は、国債の償還を先延ばしするために特別会計によるのが普通だった。しかし戦後は、先進諸国では事実上すべてそれを廃止した。唯一日本だけが、それを現存させている。しかも「60年償還ルール」という独自の方式をその運営に組み込んで管理し、政府債務の累積を加速させている。しかも、巨額な借換債の自動的な発行装置にさえなっている。

その借換債の発行は、最近では、毎年100兆円規模にまでなっている。先進諸国でも国債の借り換えは行われているが、それは新発債の発行と同様の取扱いとされている。日本とは大きな違いである。その結果、毎年100兆円規模の満期到来債の償還額は、国の歳出に計上されることなく、国債整理基金特会内部で借換債収入と相殺されてしまっているのである。実質的には、これは巨額の財政赤字の隠蔽化といわねばならないだろう。

表3は、先進5カ国の1984年度から2011年度までの28年間の各国中央政府の財政赤字率の累計値を、2011年度末の政府債務残高比率と対比したものである。単年度財政赤字率を累計した値自体は、厳密な意味を持たない。しかし、にもかかわらずこの対比で、日本だけが債務残高比率が大きく上回っていることに注目せねばならない。先に述べた特別会計黒字の相殺が主要な理由であろう。しかし、諸外国の借換公債の償還額が、歳出に計上されているか否か確定できないので確言できないが、もし計上されれば、日本の財政赤字の過小算出は決定的となるのである。

付言しておきたいのは、国債整理基金特会で当然のように大量に実施されている借換債の法律上の正当性についてである。財政法第4条は、この借換債発行を許容していない。地方債の借換債が地方財政

表3 中央政府財政赤字率の累計と政府債務残高比率

期間別 国別	1984～ 2011年 中央政府財政 赤字率 のみの累計	1984～ 2011年 中央政府財政 赤字率の累計	1984～ 2011年 中央府財政 黒字率 のみの累計	2011 年度末 中央政府財政 債務 残高比率
日本	△98.5%	△85.7%	12.8%	112.7%
アメリカ	△101.8%	△99.8%	2.0%	72.2%
イギリス	△110.9%	△106.4%	4.5%	69.9%
ドイツ	△68.3%	△66.6%	1.5%	58.1%
フランス	△100.1%	△100.1%	0.0%	67.3%

資料；表1と同じ、比率はすべて対GDP比率である

法第5条で容認されているのとは違うのである。

(3) 公的資金による公債の消化・保有の隔離市場

戦後日本の財政構造の中に組み込まれた財政投融資計画が、公信用依存の財政膨張で大きな役割を果たしてきたことはすでに指摘した。この財政投融資計画はまた、国債発行が本格化するにつれて、地方債引受けに加えて、国債引受けも本格化した。70年代から80年代にかけてのその状況は、表4のとおりである。

財政投融資計画での国債引受けは、地方公共団体への資金配分とともに、資金運用部資金の運用として行われた。国債発行が増大するに従って、財投計画での資金運用部資金の比重が増え、国債引受けも増大している。その結果、国債発行額に占める資金運用部資金引受けの割合は、1975年度の4.3%から1980年度には19.3%へと急増している。その後もその状況は続き、2007年度に資金運用部特会が制度として廃止されるまでは維持されてきた。

公債発行は、通常、政府が民間金融市場で資金需要者の立場になって行われる。当然、公債発行の規模が増大すれば、市場の需給関係を圧迫し、金利などに影響を与えて、財政の負担の増大や、財政運営の困難を招く。そもそも財政は、公共原則によって運営されるもので、市場原理、利潤動機に導かれる金融とは異質である。

しかし、公債発行が民間市場で民間金融機関との取引で行われ、それへの依存が高まるほど、金融市場からの要求によって財政は、公共性を制約

されることになる。現代のように公債の引受け保有が、巨大な民間金融ファンドに依存するようになると、その投機によって公債の発行だけではなく、財政の運営そのものが決定的に翻弄されることにさえなるのである。

そうしたことを考えると、財投資金による国債・地方債の引受けは、その市場の搅乱を遮断し、財政の公共性を守る役割を果たし得るのである。加えて、郵貯・簡保・年金資金などの財投原資は、国家の公的信用に支えられて、比較的資金コストが安く、しかも長期性の資金である。さらに資金コストゼロの公共資金を多少投入して、さらなる、低利の運用をなしうる余地もある。したがって、本来は財政運営の公共性を保持するうえで重要な役割を果たすことができるわけである。

しかし、財政が財政法の健全財政主義の原則を、拡張解釈までして公債発行を乱用し、経費膨張を進めてきたような日本の現実のもとでは、財投計画はその財政運営に完全に利用されてしまった。したがって、公信用隔離市場としての財政投融資は、むしろ日本財政の特異な運営を助長する制度となってしまったのである。

2007年度から、政府資金の資産運用部資金特会への集中の廃止と連動して、財投投融資計画の制度も廃止された。そして小泉構造改革によって、地方債許可制度や政府資金の地方債資金への配分も廃止されることになった。

もっとも、民営化された郵貯資金での国債保有は、現在156兆円に達し、むしろ漸増傾向さえ

表4 財政投融資計画による国債引受け状況

	1975	1980	1985	1988
④国債引受	4,200	25,000	50,000	20,000
⑤地方公共団体融資	17,100	30,800	37,980	41,700
⑥財政投融資総額	97,300	206,799	258,580	365,724
(金額：億円)				
④/⑥	16.3%	12.1%	19.3%	5.5%
⑤/⑥	17.6%	14.9%	14.6%	11.4%

資料：財政金融統計月報 1990.7 No.459 各年度当所計画額による

示している。厚生年金基金も、その大半を国債で運用している。公的資金による国債の消化・保有は、依然として保持せざるを得ない状況にある。

とはいえ、表5の国債保有者別内訳を見ると、常に国債発行残高の4割以上を保有する巨大な、そして民間金融市场とは隔離された安定市場となってきた政府資金市場は、財投計画の廃止、郵便貯金・簡保年金の民営化とともに13%規模に縮小している。郵貯・簡保の実情を考慮しても、やはり市中金融機関の比重が増大してきているのは事実である。

したがって、民営化された郵便貯金・簡保資金等も、制度改変にともなう過渡期的経過措置もあって確かに実質的な大量の公債保有機関を保っているが、将来的にそれが維持される展望はないというのが現状だといえよう。

(4) 国債の大量消化・保有と財政の金利負担軽減を支えた日銀の低金利・資金緩和政策

①バブル崩壊以降の超低金利・資金緩和政策

日銀は、公定歩合操作による人為的な低金利政策でのインフレ的高度経済成長期以降、60年代後半から、本格的な国債発行による財政政策と連携を強化した。政策形態も、国債買いオペ⁴⁾と貸出し方式から、国債買い切りオペ⁵⁾と成長通貨の供給へと移行した。さらに、その延長線上で、日銀金融政策が財政政策との結びつきをいちだんと強化したのは、90年代末のバブル経済崩壊期であった。

民間設備投資そして大企業の設備投資資金需要が後退するなかで、日銀はゼロ金利の資金を大量に供給し続けた。2002～2005年段階では、市中銀行の日銀当座預金は、利息ゼロにもかかわらず、預金準備率水準を大幅に上回って、35～36兆円規模にまで達した。そしてコール市場⁶⁾は、機能停止状態に陥った。

この日銀の超低金利政策は、2006年にいたん解除されたが、リーマン・ショックを契機にした世界的な恐慌のなかで、2008年に復活された。アメリカが先導しつつ世界的規模で実施された金融・財政動員の救済政策と足並みを揃えたのである。特にこの金融政策は、単に復活したというだけではなく、もはや金利引下げの余地がなくなつたゼロ金利のもとで、量的資金緩和政策をなりふ

り構わずエスカレートさせたのである。

「包括的な金融緩和」と名づけた5兆円規模の株価や不動産価格に連動した投資信託の購入や、35兆円の基金を設定し、従来からの「銀行券ルール」⁷⁾で行われてきた大量の国債買い切りオペの別枠で、資金緩和を追加することにまで踏み込んだ。マスコミも、日銀は「土俵際ぎりぎりに立たされた」と評した。こうして日本の金融政策は、政府の誘導・圧力によって、現行憲法とともに制定された財政法第5条と第4条の健全財政主義を、ここまで逸脱させてしまったのである。

②日銀の国債大量保有と低金利政策による財政負担の軽減

国債の大量購入を軸にして強力に超資金緩和政策を推進し続けてきた日銀は、また国債の大量保有機関ともなった。表6を見ると、日銀の資産総額の平均63%を国債が占めている。また先の表5のように、日銀の国債保有は、国債残高の14%前後を占めている。したがって、日銀を広義の政府部門と考えると、日本の国債市場はほぼ60%がその政府部門のいわば内部金融に依存してきているのである。先進諸国では他に例を見る

表5 国債保有者別内訳の推移

政府	2003年度末		2004年度末		2005年度末		2006年度末		2007年度末	
	金額(兆円)	構成比(%)								
一般政府 公的年金 財政資金 郵貯 簡保	239.4	42.0	273.2	42.6	291.4	43.7	296.6	44.2	91.2	13.2
日本銀行	83.9	14.7	92.1	14.3	86.7	13.0	71.0	10.6	63.7	9.2
市中金融機関	204.9	36.0	218.7	34.1	218.1	32.7	215.8	32.1	437.9	63.2
海外	19.6	3.5	26.4	4.1	30.2	4.5	40.2	6.0	47.3	6.8
家計	14.6	2.6	21.8	3.4	28.0	4.2	33.4	5.0	36.3	5.2
その他	7.0	1.2	9.6	1.5	12.3	1.9	15.0	2.2	16.1	2.3
合計	569.5	100.0	641.9	100.0	666.7	100.0	672.0	100.0	692.5	100.0

資料：「資金循環統計」(日本銀行)、財務省「国際管理レポート」による
郵貯・簡保資金による国債保有の平成19年度分は、市中金融機関に含まれている

表6 日本銀行のバランスシート概要

金額：兆円、構成比(%)

	資産				負債			合計
	国債	貸出金	外国為替	その他	発行銀行券	当座預金	その他	
2005.12月末	98.9	0.0	9.7	52.0	79.3	32.8	43.5	155.6
2006.12月末	80.7	21.7	5.0	8.1	79.8	106.4	25.3	115.5
2007.12月末	70.5	29.3	5.3	6.7	81.3	10.1	19.9	111.3
2008.12月末	63.1	25.8	17.3	16.6	81.4	15.2	25.9	122.8
2009.12月末	72.0	32.5	5.5	12.5	80.9	26.3	15.3	122.5
2010.9月末	79.0	21.9	7.5	16.1	80.5	19.0	25.9	185.5
(構成比)	(62.9)	(17.9)	(17.9)	(13.1)	(64.1)	(15.2)	(57.6)	(100.0)

資料：日本銀行「金融経済月報」2010年10月号
※2010年9月末残高の構成比である。※銀行統計は、基本的には暦年区分で整理されている。

ことのできない特異体質である。それが、大量の公債発行による異常な財政膨張を助長した要因にもなってきたことはいうまでもない。

同時に、日銀のゼロ金利政策は、長短市場金利を引き下げて公債の低金利発行を可能にし、財政の利子負担を決定的に軽減してきた。そして、それがまた、公債依存の財政を支えたのである。

表7のように、ゼロ金利政策が本格化した1990年代以降の国的一般会計の政府債務残高と利払い負担の推移をみると、普通では信じられないような異常な様相を呈していることがわかる。大量の公債発行を続けてきた国の財政は、国債を中心に政府短期証券（特に外為証券）、借入金などの政府債務を増大させ、2010年度末には1998年度末の4倍以上にもなっている。にもかかわらず、その利払い費は減少してきているのである。驚くべきことといわねばならない。新発債はもちろん、借換債までも低金利で発行したのである。

このような先進諸国に例のない低金利国債が（長期国債の利回りが1%台で維持されている）、市中金融機関によって大量に消化・保有されることができたのは、国民に犠牲を強いた預金金利の低さによる。ゼロパーセント水準の預金金利で預かった低資金コストの資金だからこそ、金融機関は、1%台の金利の長期公債の保有に充当してもなお採算がとれてきたからである。

間接金融⁸⁾を脱皮できない金融構造下で、国民貯蓄率に支えられて集中集積されてきた預金が巨額なことや、経済の停滞による企業の資金需要が停滞していることは事実であるが、それだけでは説明しきれるものではない。

しかし、政府の要請に沿った日銀の超低金利・資金緩和政策は、日銀自身のバランスシートの劣化を招いている。日銀負債の8割を占める発行銀行券が、財政危機の深化とともに信用性が揺らいできている資産構成比7割水準の国債を、いわば担保として発行されているという事態となっている。また長期金利が上昇すれば、直ちに巨額の保有国債の評価損が発生するなどの問題があるからである。

こんな中央銀行のバランスシートは、EU傘下

の先進諸国では例がない。この日銀バランスシートの劣化は、単に保有国債の資産評価を原価法にすることによって形式的に回避できても、実質的に押さえ込みおおせるものではないのである。

もはや日本の財政は、異質な公債大量依存による

表7 政府債務残高と利子負担額の推移

（金額：兆円、構成比：%）

	1990	1995	2000	2005	2010
内国債	168.5	227.9	380.6	670.5	731.5
(指數)	(100.0)	(135.2)	(3225.9)	(397.9)	(434.1)
借入金	31.7	69.0	110.0	59.2	56.4
政府短期証券	16.3	29.3	44.8	97.6	112.1
合計	216.6	326.3	535.5	827.4	909.1
(指數)	(100.00)	(150.60)	(249.20)	(382.00)	(419.70)
国債利払額	9.70	9.90	9.49	6.83	9.20
(指數)	(100.00)	(102.10)	(97.80)	(70.40)	(94.80)
政府債務総額利払額	10.79	10.70	9.98	7.03	9.75
(指數)	(100.00)	(99.10)	(92.50)	(65.10)	(90.30)

資料：財務省「国の予算」
参議院予算委員会調査室「財政関係資料集」
2001年度～2010年度版

財政膨張体質を維持すべきでも、また維持可能でもなくなりつつある。この財政体質を歳出・税制とともに抜本的に改革することは急務となっている。それについては、他の論者に委ねねばならない。

注および引用文献

- 1) 高度成長期の日銀金融政策の手法で、積極的な超過貸し出し政策。
- 2) 「新全国総合開発計画」（1969年）の略称。全国的な交通・通信網や大規模地域開発の始動的な国家計画。
- 3) 1972年に総理大臣に就任した田中角栄が、直前に日刊工業新聞社から発行した『日本列島改造論』で発表、以後の自民党政権下の国土開発政策の土台になった。
- 4) 中央銀行が金融調節の手法として、民間金融市场との間で、国債の購入・売却をするもの。
- 5) 経済成長にともなう通貨量の増大に応えるなどを理由に、日銀が国債を買いあげる手法。
- 6) 金融機関が、主として資金繰りのため相互に資金の貸借を行う短期金融市场。
- 7) 日銀の超資金緩和政策で、日銀券発行額の限度を国債保有額とした歯止めのルール。
- 8) 銀行が介在して資金提供者（主に家計）と資金借入者（主として企業）を結ぶ金融。この優位が日本金融市场の特徴。